

別紙 1

山陰終末処理場等運転管理業務 仕様書

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 発注者は、本仕様書に基づいて山陰終末処理場等運転管理業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これに基づいて業務を行う。

なお、契約期間については、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(目的)

第 2 条 本仕様書は、業務を履行するにあたり必要な事項を定めて、業務の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(履行義務)

第 3 条 受注者は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の関係法令等に従って終末処理場、各中継ポンプ場及び各マンホールポンプ（以下「下水道処理施設等」という。）の維持管理を行うと共に、適切な汚水及び汚泥の処理を行わなければならない。

なお、対象の下水道処理施設等については、別紙 2 特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(履行計画書)

第 4 条 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに履行計画書を提出しなければならない。

2 履行計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 従業員名簿
- (2) 資格者名簿及び資格証書の写し
- (3) 組織表
- (4) 総括責任者選任届及び代務者選任届

- (5) 作業主任者選任届
- (6) 緊急連絡網
- (7) 火気取締責任者選任届
- (8) 使用車両届
- (9) 年間業務計画書
- (10) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (11) 貸与品リスト及び持込品リスト
- (12) 化学物質管理者・保護具着用管理責任者選任届

(危機管理)

第5条 受注者は、緊急事態の発生を想定した業務履行体制を平素から確立し、速やかな緊急対応体制を展開しなければならない。

(改善計画)

第6条 受注者は、業務の実施に伴い、発注者から業務の履行について改善を求められたときには、改善内容及び改善方法を定めた改善計画書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者が、前項の改善計画書の内容が不十分と認めるとき、受注者はこれを改め再提出するものとする。

(事故防止)

第7条 受注者は、事故を起こさないように、平素から留意しなければならない。

(市民等への安全確保)

第8条 受注者は、業務の実施に際しては、近隣住民、通行人や車両等に危険や支障を及ぼさないように、安全には留意しなければならない。

(創意工夫)

第9条 受注者は、業務の履行にあたって、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を目指すものとする。

(従業員配置)

第10条 受注者は、業務を履行するに当たり、直接業務に従事させる者（以下「従業員」という。）を適正に配置し、業務の履行に支障をきたさないように努めなければならない。

(総括責任者の選任)

第11条 受注者は、総括責任者を選任する。

2 総括責任者は、次条に定める職務を忠実に執行する能力を有する者とする。

(総括責任者の職務)

第12条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督等を行うこと。
- (2) 業務の目的、内容を十分理解し、下水道処理施設等の構造、機能を完全に掌握の上、効率的かつ経済的な運転に努めること。
- (3) 従業員の研修、保安教育等を行って、技術・技能の向上及び事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を把握し、緊急時に直ちに対応できる体制を整えること。
- (5) 発注者との連絡を密にして、日々の業務執行状況を随時報告するとともに、必要な連絡、調整や打合せを行うこと。

(代務者)

第13条 受注者は、総括責任者不在その他必要な場合において、総括責任者を補佐し又は代務する者を従業員の中から選任する。

2 代務者は、前条に定める職務を代務する。

3 選任した代務者を書面により、発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第14条 発注者は、受注者の総括責任者又は従業員がその職務の執行、業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるときは、その理由を告知し、必要な措置をとるべきことを受注者に求めることができる。

(従業員の変更)

第15条 受注者は、従業員に変更があった場合には、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 前項の通知書面は、従業員の変更の内容、資格証書の写し、従業員名簿及び組織表を記載したものとす。

(職階基準)

第16条 職階基準は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者 業務全体の責任者で、下水道法第22条第2項の規定による資格を有し、総括の職にあたり管理能力がある者
- (2) 技師 施設全体の保守点検、運転操作等を行う者で、必要な技術を有し、管理業務を行える者
- (3) 技能員 現場における保守点検、運転操作等を行う者で、必要な技能を有し、補助業務が行える者
- (4) その他 補助的な業務、簡易な作業、清掃等を行う者
ただし、上位職の者は、下位職を兼務することができる。

(有資格者)

第17条 受注者は、業務を履行するのに必要な資格を保有する従業員を確保しなければならない。

業務に必要な資格及び員数は特記仕様書に定める。

(作業主任者の選任)

第18条 受注者は、次の作業主任者を選任しなければならない。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- (2) 危険物取扱者
- (3) ボイラー取扱作業主任者

第2章 業務要領

（業務の概要）

第19条 業務の概要は、次のとおりとする。なお、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 流入汚水の水質及び水量に応じた適切な運転操作を行って、良好な汚水処理を行う。なお、放流水の水質は、法令に定める技術基準に適合しなければならない。
- (2) 汚水処理に伴って発生する汚泥については、汚泥処理を行って、その性状を安定化し減量に努め、かつ汚水処理への影響を極力小さくする。
- (3) 前2号の運転操作については、効率的かつ経済的な運転に努めるとともに、現有施設の機能・能力を最大限発揮しなければならない。
- (4) 業務の主要な分類は、次のとおりとする。

- ア 運転操作監視業務
- イ 保守点検業務
- ウ 水質監視測定業務
- エ 事務業務
- オ その他必要な業務

（作業計画）

第20条 受注者は、翌月の作業予定を作成し、遅滞なく発注者に提出するものとする。

（保守点検業務）

第21条 受注者は、前条に定める作業計画に基づいて保守点検業務を行い、機器又は設備を長期にわたり、常に良好な状態にあるように維持管理を行わ

なければならない。なお、詳細は特記仕様書に定める。

2 保守点検の種別は、次のとおりとする。

- (1) 通常点検
- (2) 臨時点検
- (3) 定期自主点検
- (4) 故障等修理
- (5) 設備周辺の清掃、補修、草刈り等

(保守点検業務の結果)

第22条 受注者は、毎月の保守点検の結果を記録した報告書を作成し、発注者から指示があるときは、これを提示しなければならない。

2 点検の結果、異状を発見した場合には、直ちに適切な処置を施すとともに、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

(修理・造作)

第23条 受注者は、保守点検で発見した不良箇所や故障箇所のうち、備付け工具、支給品等を用いて修理可能なものについては、即刻修理を行い、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、業務の履行に必要な造作は、発注者と協議の上、実施するものとする。

(運転操作監視)

第24条 受注者の行う運転操作監視は、次のとおりとする。

- (1) 運転操作監視業務は、監視要員2人以上とし、24時間体制で行う。
- (2) 中央操作室又はこれに相当する箇所には、常時1人が常駐する。
- (3) 水質を常時監視して、水処理の状態を把握する。
- (4) 機器の運転状態の監視及び運転操作を行う。
- (5) 運転状態を表す計器の指示値及び故障警報を記録する。

- (6) 構内の巡視点検を行う。
 - (7) 現場で機器の運転状態を観察し、記録する。
 - (8) 日報等帳票の作成及び管理を行う。
 - (9) 受変電設備の遮断器等の操作及び監視記録を行う。
 - (10) 非常用発電設備の運転操作、送電切替及び監視記録を行う。
 - (11) 汚泥処理の状態を監視する。
 - (12) 汚泥脱水及び搬出準備を行う。
 - (13) 夜間の巡視点検を行う。
 - (14) その他必要なことを行う。
- 2 機器又は設備の運転は、良好な水質を維持するように行わなければならない。

(運転記録)

第25条 受注者は、運転帳票に必要事項を記載の上、運転記録を毎日作成する。発注者から指示があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 受注者は、運転状況等を月ごとに、支給品等の使用状況は年度末までに、書面により発注者に提出する。

(報告)

第26条 受注者は、下水道処理施設等やその運用に異状を認めたときは、直ちに口頭で発注者に報告しなければならない。

- 2 下記の事項については、書面により速やかに報告しなければならない。
- (1) 水質に異常があったとき。
 - (2) 故障又は異状が発生したとき。
 - (3) 発注者から指示のあった事項

(支給品等)

第27条 次に掲げるものは支給する。ただし、第29条で定める車両で使用するものを除く。

- (1) 光熱水等
電気、水道、ガス、燃料油（消化槽加温用、非常用発電機の各用途に限る。）
 - (2) 薬品類
滅菌、水処理、汚泥処理、脱臭、水質分析等の用途に限る。
 - (3) 塗料類（溶剤を含む。）
 - (4) 油脂類（交換、補充用の潤滑油、グリス、冷却油等）
 - (5) 記録用紙
 - (6) その他発注者が必要と認めるもの
- 2 点検・整備又は修理等保守点検に必要な材料、部品等は、発注者が支給する。ただし、次に掲げるものは、受注者の負担とする。
- (1) 作業用消耗品（作業服、手袋、作業靴等）
 - (2) 衛生用品（石けん、消毒液、救急薬品類等）
 - (3) その他日用品、事務用品
- 3 受注者は、支給品の使用にあたっては、節約に努めなければならない。また、受払帳を作成し、その使用状況を明らかにする。

（貸与品）

第28条 業務の履行に必要な完成図書、図面類、測定器、工具等のうち、第27条、第29条及び第30条に掲げるものを除き、発注者が貸与する。ただし、保守点検に必要な小型工具類、測定器具類は、原則として、受注者の負担とする。

- 2 受注者は、貸与された物品について、台帳を作成しその保管状況を明らかにする。
- 3 貸与物品を故意に損傷又は紛失した場合には、受注者が全額負担の上これを弁償しなければならない。

（業務車両）

第29条 本業務に含む車両は、次のとおりとし、あらかじめ車両使用届を提出するものとする。

- (1) ポンプ場等巡回用車両
- (2) し渣等運搬用車両

(保守点検用工具等)

第30条 本業務に含む工具等は、次のとおりとする。

- (1) 保守点検に必要な小型工具類、測定器具類
- (2) 安全管理に必要な測定器具類、保護具類
 - ア 酸欠作業用測定器 酸素濃度計、硫化水素濃度計又は毒性ガス検知器
 - イ 保護具等 ヘルメット（耐電、対落下物用）、安全靴、防塵マスク、墜落制止用器具、高圧電気用ゴム手袋（皮手袋を含む。）、高圧電気用ゴム長靴
 - ウ 電気作業用測定器 高圧検電器、絶縁抵抗計、回路試験器、クランプ式電流計
- (3) 気象情報等収集用パソコン等及びその付属品
- (4) その他必要なもの

(廃棄物の処理等)

第31条 沈砂、し渣等の廃棄物は、施設の運転に支障をきたさないように、適宜除去及び清掃を行い、指定場所へ運搬するものとする。

- 2 前項の廃棄物の取扱いについては、周辺に飛散又は落下しないように厳に管理する。臭気の発散防止についても同様とする。

(機器の取扱)

第32条 各機器は、完成図書又は取扱説明書等により取扱要領を熟知した上で、故障、破損等を生じないように十分注意して運転操作しなければならない。

(事故等)

第33条 事故等が発生したときは、被災者の救出を最優先とする。また、下

水道処理施設等への影響を最小限に食い止めなければならない。

- 2 事故等による運転障害を排除して復旧を急ぐとともに、下水道処理施設等の正常な運転を確保しなければならない。

(事故等の報告)

第34条 受注者は、事故等又は運転障害を起こしたときには、直ちに発注者に報告し、発注者は、直ちに監督官庁、関係機関への通報その他必要な連絡を行うものとする。

- 2 前項の場合においては、その経過に伴って、事故・障害の状況、復旧の見込み、原因、対策等を書面により速やかに発注者に報告するものとする。
- 3 自家用電気工作物に関するものは、電気主任技術者に対し、前項の報告書を提出するものとする。

第3章 書類及びその他

(成果報告書の提出)

第35条 受注者は、毎月の業務の実施を完了したときは、業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を遅滞なく発注者に提出するものとする。

なお、委託料については、提出された成果報告書に基づく検査に合格した後、毎月支払うものとする。

- 2 電子データで提出する際は、コンピューターウイルスに感染していないことを確認した上、提出するものとする。

(従業員の服装)

第36条 従業員は、常に清潔で労働しやすい服装とし、胸章等を着用する。

- 2 総括責任者は、その旨を明示した胸章又は腕章等を着用する。

(従業員の安全管理)

第37条 受注者は、業務の実施にあたって、労働安全衛生法その他関係法令

の定めるところにより、安全教育及び必要な措置を講じる等安全管理を行って、労働災害発生の防止に努めなければならない。

(労働管理)

第38条 受注者は、従業員の指揮監督及び指導を自ら行い、労働管理についての一切の責任を負うものとする。

(建物及び付帯設備等の一部使用)

第39条 受注者は、業務の履行に必要な事務室、控室、浴室及び付帯設備等(以下「建物及び付帯設備等」という。)について、契約期間中は無償で使用できる。

- 2 建物及び付帯設備等の使用に伴う光熱水等の費用の負担は要しないが、その使用にあたっては節約に努めるものとする。
- 3 建物及び付帯設備等を故意に損傷又は紛失した場合には、受注者が全額負担の上、これを復旧しなければならない。

(電話の使用)

第40条 受注者は、発注者が所有する電話設備を使用することができる。この場合、受注者は、通話料のみを負担する。

(災害等への備え)

第41条 受注者は、集中豪雨、台風等の気象災害及び地震等の発生に備えて、平素から非常時の運転方案を検討するとともに、緊急配備体制及び連絡網を整備しなければならない。また、従業員の安全の確保についても同様とする。

(情報環境の整備)

第42条 受注者は、各情報の収集及び連絡のため山陰終末処理場(以下「処理場」という。)内で使用可能なインターネット環境(情報セキュリティを含む。)を整備するものとする。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(火気取締責任者)

第43条 受注者は、火災防止のため、必要箇所ごとに火気取締責任者を選任し、その氏名を表示するものとする。

2 火気取締責任者は、従業員に火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止等)

第44条 受注者は、不法侵入者の防止に努め、併せて下水道処理施設等に設置する設備機器又は保管する備品工具及び材料、油脂類、薬品類等の盗難防止に努めなければならない。

(場外系監視システムのパスワードの管理)

第45条 受注者は、本業務の契約締結後、発注者より「場外系監視システムやくも水神」のパスワードが付与される。

2 運用については次に挙げる事項を遵守すること。

- (1) パスワードは、第三者に知られないように管理しなければならない。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、速やかに発注者に報告し、パスワードを変更しなければならない。
- (3) パスワードは、年1回、4月に変更する。
- (4) パスワードは原則1年以上受注者に在籍した者が知ることができるものとする。

(消化ガス発電事業)

第46条 発注者は、処理場で発生する消化ガスを消化ガス発電事業者（以下「事業者」という。）へ売却し、事業者が再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けた消化ガス発電を行い、消化ガスの有効利用を促進し、地球温暖化防止に貢献することを目的とした消化ガス発電事業（以下「発電事業」という。）を実施している。

受注者は、発電事業の実施にあたり、次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 発電事業の目的を理解し、発注者及び事業者に対して協力する。
- (2) 事業者へ供給する消化ガスの最低供給量を設定しているため、流入汚水の水量・水質に応じた適切な運転操作を行い、消化ガス増量に努める。
- (3) 発注者及び事業者との連絡・調整等
- (4) その他必要な事項

(引継)

第47条 受注者は契約終了又は解除後に、業務を継承する者(以下「継承者」という。)に対して引継ぎを行わなければならない。

- 2 受注者は、契約期間の満了する日の1ヶ月前又は契約を解除する日の10日前までに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継書を作成しなければならない。また、発注者から指示があるときは、これを提示し、その内容を説明しなければならない。
- 3 引継書の記載内容は、運転方法等の変更に伴って、必要な改訂を行うものとする。